

理事の職務権限規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人ちばのWA地域づくり基金（以下「本法人」という。）の定款第27条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる理事長及び執行理事たる副理事長、専務理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及び本法人が定める規程等を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理 事)

第4条 理事は理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本法人の業務の執行を決定する。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

(3) 毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 事務局を統括するとともに、理事長及び副理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。

(2) 理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

(3) 毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補 則

(細 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

改定後の規程は、2024年5月27日から施行する。(2024年5月27日理事会決議)

理事の職務権限

決裁事項	決裁権者		
	理事長	副理事長	専務理事
事業計画及び予算の案の作成に関すること	○		
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○		
人事及び給与制度の立案に関すること	○		
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○		
国外出張に関すること	○		
国内出張に関すること	○		
書面による契約の締結	○		
書面による契約金額の範囲内の実行			○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出			○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき10万円未満の支出			○
法人の諸規程・諸規則に基づく支出以外の支出で、一件につき10万円以上の支出	○		
研修会等の事業実施に関すること			○
会費に関すること	○		
職員の教育・研修に関すること		○	
渉外に関すること		○	
福利厚生（役員含む）に関すること			○
金融機関を指定すること			○
寄付に関すること	○		
助成に関すること	○		
訴訟に関すること	○		
外部に対する重要文書の発簡	○		
外部に対する上記以外文書の発簡			○